1. 图護保険一部負担金

下記、全ての(1)(2)の項目には、介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算(再掲)の比率を計算して含めています。

- 尚、計算方法や四捨五入等の関係により、請求金額とは多少の誤差が生じます。
- ○:自動的に算定されます。 ◎ 算定の場合は改めて同意書を頂きます。 ※ 発生の都度算定されます。
- 2024年8月1日現在の料金になります。変更が発生した場合はご案内をご送付いたします。

(1) 基本料金(施設利用料)

算定	No	基本報酬		l割	2割	3割	単位	
			要介護1	806	1,612	2,417	円/日	
			要介護2	857	1,714	2,571	円/日	
0	A	<従来型個室>【基本型】	要介護3	930	1,860	2,790	円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標20以上
			要介護4	992	1,984	2,976	円/日	
			要介護5	1,047	2,094	3, 141	円/日	
			要介護1	886	1,771	71 2,656 円/日		
			要介護2	970	1,940	2,910	円/日	
	В	<従来型個室>【在宅強化型】	要介護3	1,043	2,086	3, 129	円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標40以上
			要介護4	1,107	2, 214		円/日	
			要介護5	1,169	2, 337	3,505		
			要介護1	891	1,781	2,671		
			要介護2	947	1,894	2,841		
0	A	<多床室>【基本型】	要介護3	1,020				在宅復帰・在宅療養支援等指標20以上
			要介護4	1,080		3, 239		
			要介護5	1, 137	2, 274	3, 411		
			要介護1	979		2,935		
			要介護2	1,064			円/日	
	В	<多床室>【在宅強化型】	要介護3	1,139				在宅復帰・在宅療養支援等指標40以上
			要介護4	1, 204		3,612		
			要介護5	1,264	2,527	3, 791	円/日	

(2)加算料金(それぞれ実施した場合に基本料金に加算されます。)

(4)/	川昇科金(てれてれ美施した場合に基本科金に川昇されより。 <i>)</i>								
算定	No	介護報酬 各種加算項目	1割	2割	3割	単位	項目の説明		
0	1	夜勤職員配置加算	28	55	82	円/日	入所者の数が20人に1以上の看護・介護職員の配置		
*	2	短期集中リハビリテーション実施加算(I)	290	579	869	円/日	入所日から3ヶ月以内、医師又は医師の指示を受けたリハビリの専門職員が集中的にリハビリを実施した場合。(I)は上記に加えてADL評価を毎月実施し厚生労働省にデータを提出し必要の都度		
*	3	短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	225	450	674	円/日	ルンに物古。(17は上記に加えてADL計画を母月美加し序生ガ側有にデータを提出し必要の制度 計画の見直しをしていること。		
*	4	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	270	540	809	円/回	リハビリ職員の配置人員が適正なことに加え、認知症の利用者に入所日から起算して3ヶ月以内、 医師又は医師の指示を受けたリハビリ職員が実施した場合(週3日を限度)		
**	5	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	135	270	405	円/回	(I)は上記に加え退所予定の自宅又は社会福祉施設等を訪問し生活環境を踏まえたリハビリ計画を作成していること。		
	6	認知症ケア加算	86	172	257	円/日	認知症専門棟の施設基準を満たした居室に入所した場合		
	7	若年性認知症入所者受入加算	135	270	405	円/日	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め特性等に応じた介護サービスを提供		
0	8	在宅復帰·在宅療養支援機能加算(I)	58	115	173	円/日	介護保健施設サービス費の基準型で且つ指標の点数合計が40点以上		
	9	在宅復帰·在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	58	115	173	円/日	介護保健施設サービス費の強化型で且つ指標の点数合計が70点以上		
*	10	外泊時費用	407	813	1,220	円/日	外泊時に基本料金に代えて加算されます(月6日まで)		
*	11	外泊時費用	899	1,798	2,697	円/日	上記に加え在宅サービスを利用する場合(月10日まで)		
0	12	ターミナルケア加算(1)	81	161	242	円/日	看取りケアを行った場合 死亡日以前31日以上45日以下		
0	13	ターミナルケア加算(2)	180	360	540	円/日	看取りケアを行った場合 死亡日以前4日以上30日以下		
0	14	ターミナルケア加算(3)	1,022	2,044	3,066	円/日	看取りケアを行った場合 死亡日以前2日又は3日		
0	15	ターミナルケア加算(4)	2,135	4,270	6,405	円/日	看取りケアを行った場合 死亡日		
*	16	初期加算(I)	68	136	204	円/日	急性期医療を担う病院の一般病棟入院後30日以内に退院し老健に入所した場合。30日を限度。		
*	17	初期加算(Ⅱ)	34	67	101	円/日	新規入所から30日間に限り加算(過去3ヶ月入所なし)(Ⅰ)か(Ⅱ)いずれか		
*	18	退所時栄養情報連携加算	79	157	235	円/日	特別食等を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が退所先の医療機 関等に情報提供した場合		
*	19	再入所時栄養連携加算	225	450	674	円/回	再入所者であって特別食を提供する必要がある利用者に対し、管理栄養士が医療機関と連携し栄養管理に関する調整した場合		
0	20	入所前後訪問指導加算(I)	506	1,012	1,518	円/回	1ヶ月以上の入所見込み者の居宅を、入所前30日以内か入所後7日以内に訪問し、施設サービス 計画の策定及び診療方針を決定した場合		
0	21	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	540	1,079	1,618	円/回	上記に加え生活機能の具体的改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合		
0		試行的退所時指導加算	450	899	1,348	円/回	入所者の退所後の療養上の指導を入所者及び家族等に行った場合。退所見込者に居宅への試行 的退所時の療養上の指導を行った場合		
0	23	退所時情報提供加算(I)	563	1,125	1,687	円/回	居宅へ退所する入所者について主治医に対して診療状況を添え紹介した場合		
0	24	退所時情報提供加算(Ⅱ)	282	563	844	円/回	医療機関へ退所する入所者について医療機関に対して診療状況を添え紹介した場合		

算定	No	介護報酬 各種加算項目	1割	2割	3割	単位	項目の説明
	0.5	7 \B	0.7.4		0.000		入所前後30 日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所
0	25	入退所前連携加算(I)	674	1,348	2,022	円/凹	者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること。
0	26	入退所前連携加算(Ⅱ)	450	899	1,348	円/回	退所前に入所者の居宅介護支援事業所のケアマネジャーに情報提供した場合
0	27	訪問看護指示加算	338	675	1,013	円/回	訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書の交付をした場合
0	28	(1)協力医療機関連携加算	113	226	339	円/月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を
0	29	(2)協力医療機関連携加算	6	11		円/月	定期的に開催していること。かつ(1)は相談体制等の確保が行われていること。
_		栄養マネジメント強化加算	13	25		円/回	管理栄養士を基準以上に配置し、質の高い栄養ケアマネジメントを行った場合
		経口移行加算					経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士による栄養管理と言語聴覚士または看護職
	31	栏口恀仃加昇	32	63	94	円/回	員による支援が行われた場合
*	32	経口維持加算(I)	450	899	1,348	円/回	入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合 に算定。更に食事の観察と会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場
*	33	経口維持加算(Ⅱ)	113	226	339	円/回	合は(Ⅱ)も算定。
*	34	口腔衛生管理加算(I)	102	203	304	円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合
*	35	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	124	247	370	円/月	口腔衛生管理加算(Ⅰ)かつ科学的データを厚生労働省へ提出した場合
*	36	療養食加算	7	13	19	円/食	医師発行の食事箋に基づき、入所者の年齢・心身状況により、適切な療養食(糖尿・腎臓病・肝臓病・貧血・膵臓病等)の提供
*	37	かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)イ	158	316	474	円/回	研修受講、6種類以上が処方され、入所前の主治医と連携し薬剤の調整をした場合。
*		かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)ロ	79	157		円/回	研修受講や薬剤の調整を行い必要な療養指導、退所時に主治医への情報提供した場合
*		かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	270	540		円/回	(I)を算定しかつ、厚生労働省ヘデータを提出した場合
*		かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	113	226		円/回	(Ⅱ)を算定しかつ1種類以上減少した場合
-		緊急時施設療養費 : 緊急時治療管理	582		1,746		
*				1,164	1,746 対表に定め		入所中に急に状態が悪化し、救命救急医療を行った場合
*	42	緊急時施設療養費 : 特定治療		・乗じた額		る屈奴	やむを得ない事情等によりリハビリテーション、処置、手術、麻酔または放射線治療を実施すること。
*	43	所定疾患施設療養費(I)	269	537	806	円/日	肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・ 慢性心不全増悪 に対する施設内での処置
*	44	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	540	1,079	1,618	円/日	(1)に至った根拠、投薬、検査、注射、処置をカルテに記載(10日を限度)
	45	認知症専門ケア加算(I)	4	7	10	円/日	認知症日常生活自立度Ⅲ以上が入所者の50%以上で、「認知症介護実践リーダー研修終了者」を配置し、職員間での留意事項の伝達または技術的指導会議を定期的に開催している場合
							認知症専門ケア加算(1)の要件を満たし、の指導に係る専入的な研修を修了している者を1名以上
	46	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	5	9	13	円/日	あっぱいます。 かっぱい かいま しゅう はっこう まましん かん できない かっぱい かい おり かっぱい かい おり かっぱい かい かい おり かい
*	47	認知症チームケア推進加算(I)	169	337	505	円/月	研修等を受講し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。認知症
*	48	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	135	270	405	円/月	介護指導者養成研修修了者がいる場合は(I)を算定する。
	49	認知症行動・心理症状緊急対応加算	225	450	674	円/日	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難となった場合の緊急的な受入れた場合
		リハビリテーションマネジメント計画書情報加					
**	50	第(I)	60	119	179	円/月	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情
*/	F 1	リハビリテーションマネジメント計画書情報加	27	70	110	m/a	報を活用していること。(Ⅰ)は上記に加えて口腔衛生管理加算Ⅱの算定及び栄養ケアマネジメント
*	51	算(Ⅱ)	37	73	110	円/月	強化加算の算定していることに加え、口腔と栄養の情報を多職種で共有していること。
*	52	褥瘡マネジメント加算(I)	4	7	10	円/月	入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡と関連の強い項目について定期的な評価を実施し関係職 種と計画的に管理、記録した場合
*	53	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	15	30	44	円/月	褥瘡マネジメント加算(I)を満たした施設において褥瘡の発生が無い場合算定
*	5/	排せつ支援加算(Ⅰ)	12	23	35	円/月	排せつに介護を要する②所者等ごとに、要介護状態の軽減の②込みについて医師等が評価するとともに3か月に
^	JŦ	JA C - A 18/14 - A 19/14	12	25	55	1 1/ 7/3	1回評価し3か月に1度計画を見直して、厚生労働省へデータを提出した場合
*	55	排せつ支援加算(Ⅱ)	17	34	51	円/月	排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合、又はオムツありからオムツ無しに改善している場合
*	56	排せつ支援加算(Ⅲ)	23	46	69	円/月	排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合、かつオムツありからオムツ無しに改善している場合
*	57	自立支援促進加算	338	675	1,013	円/月	自立支援に係る計画を策定し、計画に従ったケアを実施、定期的に見直しを実施するとともに、厚生労働省にデータを提出した場合
*	58	科学的介護推進体制加算(I)	45	90	135	円/月	ADL値や栄養状態、口腔機能・嚥下の状態、認知症の状態等を厚生労働省にデータを提出した場
*	59	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	68	136	204	円/月	合 科学的介護推進体制加算(I)に加えデータのフィードバックを受け検証してケアプランやサービス
		安全対策体制加算(入所初日に算定)					計画を見直すなど行った場合 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実
*		安全対策体制加昇(入所初日に昇足) 高齢者施設等感染対策向上加算(I)	23 12	46 23		円/回	施する体制が整備されている場合に算定
*						円/月	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を整えるとともに訓練の実施などを行った場合に算定。
*		高齢者施設等感染対策向上加算(II)	112	11		円/月	
*		生産性向上推進体制加算(I)	113	226		円/月	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を行っていること。更に(I)は改善が見られデータ提出が行われている場合。
*		生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	12	23		円/月	
0		サービス提供体制強化加算(I)	25	50		円/日	①介護福祉士80%以上②勤続10 年以上介護福祉士35%以上いずれかに該当する場合
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	20	40		円/日	介護福祉士60%以上に該当する場合
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7	13		円/日	① 介護福祉士50%以上② 常勤職員75%以上③ 勤続7 年以上30%以上いずれかに該当する場合
0		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	再掲		75/1000		
	69	介護職員処遇改善加算(Ⅱ),(Ⅲ),(Ⅳ)	再掲	71,	,54,44/10	00	令和6年6月より算定
		介護職員等特定処遇改善加算(V)数			見行の加算		

算定	No	減算項目	
	71	夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	1日につき全体の単位数に対して97/100で計算
	72	入所者の数が入所定員を超える場合	1日につき全体の単位数に対して70/100で計算
	73	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	1日につき全体の単位数に対して70/100で計算
	74	常動のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制 が未整備である場合	1日につき全体の単位数に対して97/100で計算
	75	身体拘束廃止未実施減算	1日につき全体の単位数に対して90/100で計算
	76	高齡者虐待防止措置未実施減算	1日につき全体の単位数に対して99/100で計算
	77	業務継続計画未実施減算	1日につき全体の単位数に対して97/100で計算
	78	安全管理体制未実施減算	1日につきー5単位
	79	栄養管理の基準を満たさない	1日につきー14単位

2. 居住費(滞在費)(所得段階によって、お支払いいただく金額が異なります)

利用者負担段階	個室	多床室、2人部屋
第1段階	550 円/日	0 円/日
第2段階	550 円/日	430 円/日
第3段階①②	1,370 円/日	430 円/日
第4段階	1,752 円/日	998 円/日

3. 食費(所得段階によって、お支払いいただく金額が異なります)

利用者負担段階	朝食	昼食	夕食	自己負担額	
第1段階	455円	495円	495円	300円	
第2段階	455円	495円	495円		and the state of t
第3段階①	455円	495円	495円		所得段階が第1・第2・第3段階の方は、1日当たりの食費の自己負担額が、左記のように決められて おりますので、1日の各食の合計が、自己負担額の金額を超えることはありません。
第3段階②	455円	495円	495円		
第4段階	662円	693円	693円	2,048円	

[※]令和3年8月より見直されます。(新交付の減額認定証に記載)

4. その他利用料金

(1)個室・2人部屋料金(1日当たり消費税込み金額)

金 額	個室	2人部屋	
亚姆	3,143円/日	1,572円/日	

(2)日常生活費

品目	金 額	内 容
日用消耗品Aセット	173円/日	バスタオル・フェイスタオル・おしぼり※
日用消耗品Bセット	224円/日	バスタオル・フェイスタオル・おしぼり・入れ歯管理材料※
日用消耗品Cセット	224円/日	バスタオル・フェイスタオル・おしぼり・保湿セット※
日用消耗品Dセット	275円/日	Aセット+入れ歯管理材料・保湿セット

- ※ おしぼり:食事提供時以外に使用します ※ 入れ歯管理材料:入れ歯ケース・入れ歯洗浄剤
- ※ 保湿セット:ハンドクリーム・保湿ローション ※ お申し込みいただかない場合は、ご持参していただきます

(3)クラブ費(教養娯楽費)

費目	金 額	内 容
50円クラブ	50円/回	書道・貼り絵・塗り絵など
100円クラブ	100円/回	手芸クラブなど
300円クラブ	300円/回	籐細工・オーブン陶芸・スキルギャラリーなど

5. 特別なサービスの利用料金 (消費税込金額)

子・和菓子など	内 容			
子・和菓子など				
ヒー・紅茶・緑茶・麦茶・	砂糖・クリープなど			
プリン・ゼリー・ヨーグルト・乳製品、パンなど献立以外での提供				
施設医師の判断によりご提供出来ない場合がございます。				
				! 険
~8,430円(税込)	委託先: ジョジョヘアヘルプ			
-385円(税込)	委託先: (株)サンホワイト			
(税込)	委託先: (株)エクソン			
円/日(税込)	他電気製品については持込許可時に要相談			
当額	インフルエンザワクチン・肺炎球菌ワクチン			
に必要な検査代・診断書・	情報提供書等。ターミナルケア実施時の死亡診断書等。金額や具体的内容はその都度ご説明致します。			
	ン・ゼリー・ヨーグルト・ 医師の判断によりご提 限険 ~8,430円(税込) ~385円 (税込) (税込) (税込) 円/日(税込) 当額			

- ※ フリードリンクをお申し込みされない場合は「番茶」のご提供とさせて頂きます。
- (注1)~(注3)については業者への申込が必要です。
- (注1)~(注2)の利用を希望される場合、それぞれの業者の料金表をお渡しします。